

教師の主體的な学びをこそ

新しい学習指導要領の目玉のひとつとされているのは、「主体的・対話的で深い学び（の実現に向けた授業改善）」です。このこと自体についてもいろいろな議論はありえますが、言葉のうへだけではだれも反対する人はいないでしょう。

それを可能にするのには、何よりも現場の教職員に教育の自由が保障され、教職員自身が「主体的・対話的で深い学び」をしなければなりません。

しかし、実際に進められている教育の政策や行政はまったく逆の方向を向いています。そもそも教育政策が、アクティブ・ラーニングというような教育方法についてまで細かく指示するということが自体が問題です。

教育委員会が教育方法の「標準」を示したり、学校が教職員の指導方法を統一したりする「スタンダード教育」は、教職員から自由を奪い、教職員の「主体的な学び」を許さないものです。

ほくも大学の行政の現場にいてそういうことを体験してきました。

私立大学は私学振興法による補助金を受けられるようになっていますが、「改革」する大学に重点的に配分するという方向が強まっています。「改革」とは、文科省の提唱する改革に沿うことを意味します。アクティブ・ラーニングの導入もそういう点検項目のひとつになっていきます。

また、現在、大学の教員養成課程の再認定が行われていますが、大学が再認定をパスするためには、科目の設定はもとより、教員審査や科目内容についてのこれまでにない厳格な審査を通らなければなりません。教員養成課程自体ががんじがらめになり、「主体的な学び」ができにくくなります。私立大学の学部や学科では、教員養成課程を置かなくなるところも出ており、これでは、自由で学識ある教職員を育てようとした戦後の開放制教員養成制度

から、「国家の教師」を育てた戦前の閉鎖制に逆戻りしかねません。

学校現場でも、養成の場でも「主体的」どころか「従属的・一方的で浅い学び」の教職員がつくられかねません。困難な状況ではありますが、私たちは真の「主体的・対話的で深い学び」ができる教職員にならなければなりません。

それにはまず、目の前の子どもたち・若者たちの生活の現実をみつめ、学びたいという深い要求をつかむことです。何をこそ学ばせなければならぬか、どう教えたらいいか、ということについての自分なりの思い、希望を明らかにし、それを確信、信念にまで高めることです。

また、学校の内外で、とくに民間の教育研究運動にも参加して、仲間との対話や交流のなかで学ぶことが大切だと思います。そして、現代社会に生きる一人の人間として、地域と日本と世界を貫き、歴史を背負い未来を透徹して見ることができると教養を身につけてほしいと願います。

前大東文化大学学長 太田政男